

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

「

2,100円	
1,900円	
1,680円	
1,580円	
210円	
270円	
210円	
160円	
4,320円	寝具・食器類を除く。
1,580円	1人用は790円
2,630円	
1,050円	
270円	
210円	
270円	
160円	
160円	
60円	

20円	
110円	
110円	
110円	
60円	
20円	
160円	
320円	
210円	
530円	
1,050円	
110円	
1,050円	
210円	
5,250円	
530円	
530円	
110円	
530円	

」を

「

2,140円	
1,940円	
1,720円	
1,610円	
220円	
280円	
220円	
170円	
4,400円	寝具・食器類を除く。
1,610円	1人用は810円
2,680円	
1,070円	
280円	
220円	
280円	
170円	

170円	
70円	
20円	
120円	
120円	
120円	
70円	
20円	
170円	
330円	
220円	
540円	
1,070円	
120円	
1,070円	
220円	
5,350円	
540円	
540円	
120円	
540円	

」に改める。

別表第1の2の表中

「

250円
60円
210円
430円
370円
160円

「

300円
70円
220円
440円
380円
170円

」を

」に改める。

別表第1の3の表中「430円」を「440円」に、「210円」を「220円」に、「5,250円」を「5,350円」に改める。

別表第1の5の表中「320円」を「330円」に、「210円」を「220円」に、「60円」を「70円」に改める。

別表第1の6の表中

「

---

18,880円	3,460円	3,460円	5,150円	1 宿泊は1棟1日 5人までの使用とし、1人増すごとに、3,150円の増とする。(ただし、Bは2,830円とし、Cは2,630円とする。) 2 午後8時からの使用については、宿泊料金とする。 3 暖房費は1日当たり1,050円とする。
16,780円	3,150円	3,150円	4,730円	
15,730円	2,940円	2,940円	4,410円	

」を

「

19,230円	3,530円	3,530円	5,250円	1 宿泊は1棟1日 5人までの使用とし、1人増すごとに、3,210円の増とする。(ただし、Bは2,890円とし、Cは2,680円とする。) 2 午後8時からの使用については、宿泊料金とする。 3 暖房費は1日当たり1,070円とする。
17,090円	3,210円	3,210円	4,820円	
16,030円	3,000円	3,000円	4,500円	

」に

改める。

別表第2中

「

3,150円
3,680円
1,050円
5,250円

「

3,210円
3,750円
1,070円
5,350円

2,100円
5,250円
530円
4,200円
320円
125,800円
94,320円
83,940円
73,440円
5,250円
530円
1,580円

2,140円
5,350円
540円
4,280円
330円
128,130円
96,070円
85,500円
74,800円
5,350円
540円
1,610円

」を

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。